八十三　中央商銀信用組合
八十四　相愛信用組合
八十五　新栄信用組合
八十六　三條信用組合
八十七　巻信用組合
八十八　塩沢信用組合
八十九　都留信用組合
九十　あすなろ信用組合
九十一　金沢中央信用組合
九十二　三河信用組合
九十三　滋賀県信用組合
九十四　京滋信用組合
九十五　のぞみ信用組合
九十六　中央信用組合
九十七　淡陽信用組合
九十八　朝銀西信用組合
九十九　信用組合広島商銀
百　備後信用組合
百一　山口県信用組合
百二　福岡県南部信用組合
百三　とびうめ信用組合
百四　佐賀西信用組合
百五　宮崎県南部信用組合
百六　鹿児島興業信用組合
百七

2　指定期間

市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間は、平成二十五年七月一日から平成二十五年十二月三十一日までとする。

○国土交通省告示第六百四十四号

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第二条第二項第三号の水域を次のように指定する（平成二十五年六月二十六日から七月一日までの毎日午前八時から午後十二時までの間に限る。）。

平成二十五年六月二十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

ふじのくに野外芸術フェスタ「夢の道化師～水上のイリュージョン～」の行われる水域（静岡県静岡市清水区新港町清水ふ頭南端から同区港町イベント広場北東端まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域）

○国土交通省告示第六百四十五号

船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）第二条第二項第六号の水域を次のように指定する（平成二十五年六月二十六日から七月一日までの毎日午前八時から午後十二時までの間に限る。）。

神奈川県横浜市中区蓬莱町二丁目三番地
神奈川県愛甲郡愛川町半原四千百七十七番地
新潟県新潟市江南区旭二丁目一番二号
新潟県三条市興野三丁目十一番十二号
新潟県新潟市西蒲区巻甲四千百八十番地一
新潟県南魚沼市塩沢千百九十八番地
山梨県甲府市相生一丁目二番三十四号
山梨県富士吉田市下吉田二丁目十九番十一号
長野県松本市元町三丁目四番四十五号
石川県金沢市上近江町十五番地
愛知県蒲郡市神明町十二番二十号
滋賀県甲賀市水口町八光二番四十五号
京都府京都市右京区西院三蔵町二十番地の二
大阪府大阪市中央区内本町二丁目三番五号
大阪府大阪市福島区野田一丁目一番八十六号大阪市中央卸売市場本場内
兵庫県洲本市栄町一丁目三番十七号
岡山県岡山市北区駅前町二丁目六番十九号
広島県広島市中区西平塚町四番十二号
広島県福山市野上町三丁目二番三号
山口県山陽小野田市中央一丁目二番四十号
福岡県久留米市合川町字十三部三十一番地の三
福岡県福岡市東区箱崎一丁目十番八号
佐賀県鹿島市大字高津原四千三百六十九番地一
宮崎県日南市南郷町中村乙八千二百四十一番地二
鹿児島県鹿児島市東千石町十七番十一号

○国土交通省告示第六百四十六号

小型船舶登録規則（平成十四年国土交通省令第四号）第二条第五号の水域を次のように指定する（平成二十五年六月二十六日から七月一日までの毎日午前八時から午後十二時までの間に限る。）。

平成二十五年六月二十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

ふじのくに野外芸術フェスタ「夢の道化師～水上のイリュージョン～」の行われる水域（静岡県静岡市清水区新港町清水ふ頭南端から同区港町イベント広場北東端まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域）

○国土交通省告示第六百四十七号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十五年六月二十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　青森県石浜3号地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線、標柱二号と三号を南舟岡沢右岸水路敷に沿って結んだ線、標柱三号から十号までを順次結んだ線、標柱十号と十一号を平成七年建設省告示第千三百九十七号で指定した舟岡地すべり防止区域の境界線に沿って結んだ線、標柱十一号と十二号を結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた区域

青森県東津軽郡外ヶ浜町
字平舘舟岡　一五番二地先道路敷　一号
三〇番一地先水路敷　十号
二六番一地先水路敷　十一号
二六番一地先道路敷　十二号
字平舘磯山　四八三番五〇三地先水路敷　二号
青森県東津軽郡外ヶ浜町
字平舘石浜尻高川　四八三番四八三地先水路敷　三号
一番八五　四号から九号まで

二　新潟県葎谷地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた区域

新潟県長岡市葎谷
字釜ノ口　五番三　一号
五番一　二号
二五八五番一　五号
新潟県長岡市塩新町
字隠沢　九四七番　三号
一〇〇二番　四号

三　新潟県九川地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた区域

新潟県長岡市九川
字中戸沢　五九九番一　一号
五九七番一　二号
五九六番　三号
五九五番　四号
字綱ヶ沢　九九二番　五号
九八八番二　六号
九九一番　七号
九九七番一　八号

四　新潟県千刈地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線並びに標柱一号と六号をカラキ沢及び藤沢川左岸河川敷に沿って結んだ線に囲まれた区域

新潟県岩船郡関川村大字中束
字千刈　一三三九番三四　一号
八一番四　二号
八一番二　三号
九五番一三　四号
一一八番三　五号
一一二番四　六号

五　石川県夕陽ヶ丘地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた区域

石川県輪島市鳳至町
石浦町　七四番二〇　一号
堂金田　三七番一　三号
二六番乙　四号
石川県輪島市輪島崎町
参部　二五番三　二号
四部　六番　十一号
六五番　十二号
九二番四　十三号
石川県輪島市堀町　五号
壱〇字　四七番　六号
壱弐字　二二番二　七号
三番甲　十号
壱四字　一番二
石川県輪島市釜屋谷町
花久保　四五番乙　八号
茂江山　四九番　九号
六　島根県熊子地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた区域

島根県益田市美都町小原
七九六番一　一号
一五三三番一　二号